

都計諮問第2号

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（水戸市決定）

都市計画根本第一土地区画整理事業を廃止する。

理 由

今般，地区計画により，地区施設として道路を配置し，日常生活における安全性・利便性を高めるとともに，下水道の整備を促進し優れた住環境の市街地形成の誘導を図ることとし，本案のとおり，根本第一土地区画整理事業を廃止するものである。

理 由 書

根本地区は、J R水戸駅から北へ約1 k mの距離に位置し、中心市街地にも隣接する利便性の高い地区であり、面積約26.1 h aの区域である。

本事業は、こうした立地特性に加え、那珂川堤防の完成や国道349号線の開通、水戸トンネルの着工など、周辺での都市基盤が整いつつあったことから、当該区域で、公共施設の整備改善を進め、良好な住環境を有する健全な市街地形成を図ることを目的として、平成12年に都市計画決定し、翌平成13年に事業認可を得ている。

しかし、その後の地価下落等の社会経済情勢の変化に伴い、一部の権利者から事業計画及び換地計画に対する合意が得られなかったことなどにより、事業の見直しの必要が生じ、都市計画事業再評価を経て、事業の中止を政策決定するに至った。

一方、区域内においては、既存の住宅に加え、新たな住宅も立地し、宅地化が進行しつつあるが、依然、道路・排水施設等が未整備であるため、無秩序な市街地形成が懸念される。

そのため、土地地区画整理事業に代わるまちづくりについて検討を進めてきたところであり、今般、地区計画により、地区施設として道路を配置し、下水道の整備を促進することで、日常生活における安全性・利便性を高め、良好な住環境を有する市街地形成の誘導を図ることとするものである。

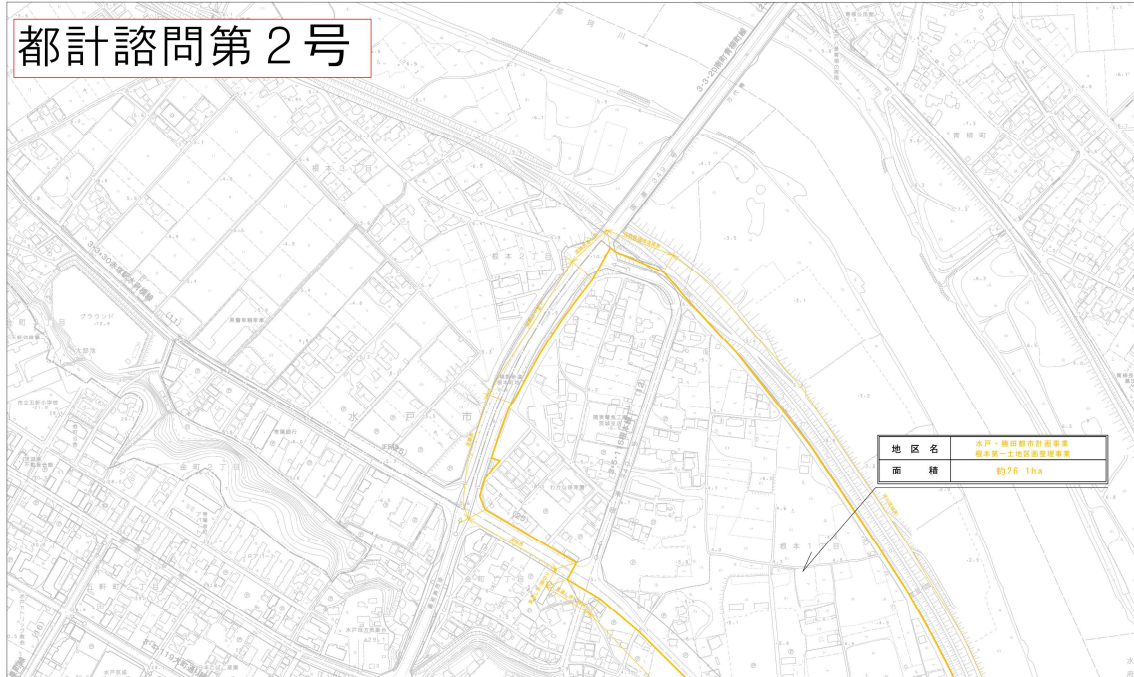
以上のことにより、本案のとおり、根本第一土地地区画整理事業を廃止するものである。

都市計画を変更する土地の区域

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業（根本第一土地区画整理事業）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
 - (1) 水戸市
根本1丁目，根本2丁目，北見町，金町1丁目の各一部

根本第一土地区画整理事業 計画図

都計諮問第2号



凡 例	
今回廃止する区域	